

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成24年5月17日
北陸電力株式会社

当社は、本日(5月17日)、志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定¹(以下、「保安規定」)の変更認可を経済産業大臣に申請しましたので、お知らせします。

当社は、今後、支配人を新たに選任しないこととし、現職がいなくなった段階で、支配人制度を廃止することとしました。(4月26日お知らせ済み)

今回の保安規定の変更認可申請は、この人事制度の見直し内容を反映し、原子炉主任技術者の職位について、「支配人以上」を「支配人又は特別管理職A級²以上」に変更するものです。

今後、申請の内容について国の審査を受けることとなります。

以 上

1 原子炉施設保安規定

原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

2 特別管理職A級

支配人制度廃止に伴い新設する職位